

# 熊本県公報

第 1 1 4 2 4 号  
平成 18 年 6 月 28 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通安全・青少年課) 1
○介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の指定	(高齢者支援総室) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 2
○パソコン及びプリンタの調達	(情報企画課) 2
<b>公 告</b>	
○開発行為工事完了	(建築課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 3
○土地改良区連合役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 4
○開発行為工事完了	(建築課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 5
○パソコン及びプリンタの調達	(情報企画課) 5
<b>登 載 依 頼</b>	
○直接請求に係る連署基準数	(選挙管理委員会) 8
○ ”	( ” ) 8
<b>正 誤</b>	
○平成 18 年 6 月 2 日熊本県告示第 607 号 (道路の供用開始) 中	(道路保全課) 8
○平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 9 中	(高齢者支援総室) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 674 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。  
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字ユルサ 1216 から 1219 まで・1221 から 1225 まで・1234 の 1 から 1234 の 3 まで・1235 (以上 13 筆について筆界未定、次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ユルサ 1216 から 1219 まで・1221 から 1225 まで・1234 の 1 から 1234 の 3 まで・1235 (以上 13 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 675 号

熊本県少年保護育成条例 (昭和 46 年熊本県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 6 月 20 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。  
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	のぞき (日活) 和服妻と愛人 2 人 (新東宝) 黒下着の 好きもの女医 (オーピー映画) 花と蛇 白衣縄奴隷 (日活) ダブル プレイ 友達の母さんと… (新東宝) 痴漢電車 ゆれて密着お尻愛 (オーピー映画) 悶絶ふたまた 流れ出る愛液 (新東宝) 花と蛇 地獄篇 (日活) 女子寮の好色親父 屋根裏の覗き穴 (新日本) 喪服の女 崩れる (新東宝) 猥褻ネット集団 いかせて! (新東宝) 女子アナ秘局攻め (オーピー映画) 夫婦交換 刺激に飢えた巨乳妻 (オーピー映画) スチュワーデス暴行魔 三十路を狙え! (新日本) 欲情ヒッチハイク 求めた人妻 (オーピー映画) 桃尻姉妹 恥毛の香り (オーピー映画)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 676 号**

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 30 第 1 項の規定により、指定調査機関として次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
NPO 法人九州評価機構	熊本県熊本市上通町 3 番 19 号	熊本県熊本市上通町 3 番 19 号	平成 18 年 6 月 19 日
特定非営利活動法人 あすなろ福祉サービス評価機構	熊本県熊本市南熊本三丁目 13 番 12 号サウス清香 205 号	熊本県熊本市南熊本三丁目 13 番 12 号サウス清香 205 号	平成 18 年 6 月 19 日
特定非営利活動法人 ワークショップいふ	熊本県熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号	熊本県熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号	平成 18 年 6 月 19 日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	熊本県熊本市南千反畑町 3 番 7 号	熊本県熊本市南千反畑町 3 番 7 号	平成 18 年 6 月 19 日

**熊本県告示第 677 号**

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 煌介護支援センター・そよ風 居宅介護	事業所の所在地	八代市田中西町 5 番 17 号	八代市本町三丁目 4 番 42 号	平成 18 年 6 月 1 日
社会福祉法人 煌介護支援センター・そよ風 外出介護	事業所の所在地	八代市田中西町 5 番 17 号	八代市本町三丁目 4 番 42 号	平成 18 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 678 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加

する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 借入物品及び数量  
パソコン及びプリンタリース 一式
- 2 入札参加資格  
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 6 月 28 日（水）から平成 18 年 7 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

公 告

熊本県公告第 506 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（第 2 工区）  
八代市南平和町 356 番 1 の一部、同 356 番 2 の一部、同 357 番の一部及び同 358 番の一部  
3,650.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八代市南平和町 355 番地  
八代ソイル農業協同組合連合会

熊本県公告第 507 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 12 月 9 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ八代  
熊本県八代市本町一丁目 7 番 59 号
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課

平成 18 年 6 月 28 日から平成 18 年 7 月 28 日まで

## 熊本県公告第 508 号

八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。  
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中 島 隆 利	八代市上野町 1983 番地
"	福 嶋 達 期	八代市鏡町貝洲 156 番地
"	市 村 慎 一	八代市千丁町古閑出 1906 番地 1
"	平 岡 啓 輔	八代郡氷川町宮原 163 番地
"	折 口 昭 博	八代市高下東町 389 番地
"	本 島 曉	八代市千丁町太牟田 449 番地 2
"	湯 野 芳 春	八代市郡築 2 番町 33 番地
"	吉 永 隆	八代市上日置町 2569 番地
"	上 村 満	八代市田中町 315 番地
"	松 岡 建 昭	八代市鏡町貝洲 1164 番地
"	福 田 清 治	八代市奈良木町 281 番地
"	梅 田 洋一郎	八代市大福寺町 539 番地
"	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地 16
"	兵 藤 敏 行	八代市敷川内町 710 番地
"	木 下 幸 一	八代市日奈久山下町 3476 番地 1
監事	藤 本 繁 成	八代市水島町 2522 番地
"	早 川 和 美	八代市鏡町上鏡 441 番地 1
就任		
理事	坂 田 孝 志	八代市千丁町太牟田 1300 番地 3
"	浜 田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
"	折 口 昭 博	八代市高下東町 389 番地
"	吉 永 隆	八代市上日置町 2569 番地
"	宮 本 茂	八代市高小原町 1303 番地 1
"	谷 口 邦 秋	八代市郡築 7 番町 46 番地 2
"	本 田 博	八代市昭和同仁町 338 番地 532
"	西 田 昭 三	八代市千丁町古閑出 2172 番地
"	黒 田 清 志	八代市鏡町宝出 587 番地
"	平 崎 正 男	八代市鏡町下村 1649 番地
"	福 田 清 治	八代市奈良木町 281 番地
"	梅 田 洋一郎	八代市大福寺町 539 番地
"	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地 16
"	兵 藤 敏 行	八代市敷川内町 710 番地
"	木 下 幸 一	八代市日奈久山下町 3476 番地 1
監事	藤 本 繁 成	八代市水島町 2522 番地
"	岩 田 一 芳	八代市千丁町古閑出 2453 番地
"	上 田 敏 光	八代市鏡町北新地 923 番地

## 熊本県公告第 509 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、  
同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 上益城郡嘉島町大字井寺字町頭 808 番 1  
418.60 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字辻の城 330 番地  
松村 亮  
上益城郡益城町大字辻の城 330 番地  
松村 友美

### 熊本県公告第 510 号

山鹿市鹿央町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。  
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	杉 焼 義 文	山鹿市鹿央町千田 1768 番地
"	富 安 恒 輝	山鹿市鹿央町千田 373 番地
"	東 英 昭	山鹿市鹿央町持松 2249 番地
"	一 本 軍 刀	山鹿市鹿央町広 2314 番地 1
"	石 原 欣 也	山鹿市鹿央町合里 3153 番地
"	一 安 博 幸	山鹿市鹿央町合里 5172 番地 1
"	松 本 和 博	山鹿市鹿央町仁王堂 510 番地
監事	守 川 照 光	山鹿市鹿央町千田 1495 番地 2
"	前 田 延 生	山鹿市鹿央町北谷 539 番地
就任		
理事	米加田 建 進	山鹿市鹿央町岩原 4637 番地
"	宮 本 章 一	山鹿市鹿央町千田 837 番地
"	城 幸 則	山鹿市鹿央町持松 2430 番地
"	松 村 博 男	山鹿市鹿央町広 4467 番地
"	前 田 至 誠	山鹿市鹿央町北谷 630 番地
"	井 出 栄 治	山鹿市鹿央町合里 3119 番地
"	高 木 学	山鹿市鹿央町霜野 1330 番地
監事	竹 田 尊	山鹿市鹿央町千田 2162 番地
"	緒 方 公 允	山鹿市鹿央町合里 6061 番地 4

### 熊本県公告第 511 号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量  
パソコン及びプリンタリース 一式
  - (2) 借入物品の規格及び品質等  
入札説明書及び要求仕様書のとおり
  - (3) 借入期間  
平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで
  - (4) 納入期限  
平成 18 年 9 月 29 日
  - (5) 納入場所  
要求仕様書のとおり
  - (6) 入札方法
    - ア 入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 60 月賃貸借料率で計算すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者としてリース・レンタル（取扱業種 010A 機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (4) の入札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 18 年 6 月 28 日（水）から平成 18 年 7 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2143（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 6 月 28 日（水）から平成 18 年 8 月 7 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 7 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 8 月 8 日（火）午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (5) 入札書の提出方法  
5 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 7 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に

- 付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（一月当りの賃貸借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers
- (2) Deadline of supply commodity  
September 29th 2006
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal  
August 8th 2006 1:30 p.m.  
Room to submit bidding proposal  
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail  
August 7th 2006
- (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Regional & Planing Division,

Department of Regional & Development  
 Prefectural Office of Kumamoto  
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
 Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
 Phone: 096-333-2143

**登 載 依 頼**

**熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 26 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 18 年 6 月 28 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
 委 員 長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	29,952
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	316,261
その総数の 3 分の 1	499,189

**熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 18 年 6 月 28 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
 委 員 長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	154,602
八代市選挙区	28,122
人吉市選挙区	10,087
荒尾市選挙区	15,636
水俣市選挙区	8,064
玉名市選挙区	12,067
本渡市選挙区	10,621
山鹿市選挙区	8,830
牛深市選挙区	4,841
菊池市選挙区	7,253
宇土市選挙区	10,211
宇土郡選挙区	5,467
下益城郡選挙区	23,007
玉名郡選挙区	20,490
鹿本郡選挙区	15,687
菊池郡選挙区	36,466
阿蘇郡選挙区	21,044
上益城郡選挙区	23,831
八代郡選挙区	13,179
芦北郡選挙区	7,505
球磨郡選挙区	17,421
天草郡上島選挙区	14,165
天草郡下島選挙区	9,332

**正 誤**

平成 18 年 6 月 2 日熊本県告示第 607 号（道路の供用開始）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	12	和仁山鹿線	南田島豊田線



平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 9 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
1	熊本県告示第 374 号の 12	熊本県告示第 22 号の 9

